

商品名 貯蓄預金

[2026年2月16日現在]

商品名(愛称)	貯蓄預金
販売対象	個人のみ
期間	特に期間の定めはありません。
預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	随時預入 1円以上 1円単位
払戻方法	随時払戻しできます。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法(頻度) (3) 計算方法	6階層の金額階層別金利設定(10万円未満、10万円以上、30万円以上、100万円以上、300万円以上、1,000万円以上)を行い、毎日の最終残高がそれぞれの金額階層に該当する期間について、当該期間における店頭表示のそれぞれの金額階層の利率を適用します。 表示のそれぞれの金額階層の利率を適用します。 1年を365日とする日割計算 毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を1円として利息を計算します。
税金	2013年1月1日から2037年12月31日までの間にお受取りになる個人の利息には「復興特別所得税0.315%」が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 (ただし、マル優を利用の場合は除きます。)
手数料	-
付加できる特約事項	マル優の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	-
金利情報の入手方法	金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または顧客相談室(9時~17時、フリーダイヤル0120-102-156)にお申し出ください。 紛争解決措置 愛知県弁護士会(電話:052-203-1777)、愛知県弁護士会西三河支部(電話:0564-54-9449)の紛争解決センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記顧客相談室または紛争解決センター(10時~16時)にお申し出ください。
その他参考となる事項	公共料金等の自動支払および給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取はできません。 「総合口座」の取扱いはできません。 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます)。